公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２０９３号
大阪府高槻市南大樋町１番１―704号
債務者　丹羽　雅郎
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳数
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１４号
大阪府東大阪市花園本町２丁目11番37号　グレースマンション406号、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目２番20―201号
債務者　水落　陵策
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　巴山　勝旭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００９号
福岡県糸島市神在128番地20
債務者　横尾　賢治
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６０号
福岡市南区三宅１丁目５番23号
債務者　秋山　謙三
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１号
群馬県高崎市倉渕町水沼69番地１
債務者　近藤　龍良
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　研二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７０１号
新潟市西区木場2410番地
債務者　大縫　　勲
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１７７号
大阪市住之江区浜口西１丁目14番10号108号
債務者　小杉　真実（旧姓千代田）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　信秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８２号
大阪府寝屋川市高倉２丁目13番１―309号
債務者　野中　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　剛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０４号
大阪府枚方市楠葉面取町2195番地の19
債務者　森本　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　幸恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５５号
福岡県大野城市白木原２丁目11番23号
債務者　梅嵜　春枝
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７号
山梨県南アルプス市田島1105　ケアホーム花菱、住民票上の住所山梨県南巨摩郡身延町下部712番地１
債務者　石部　一夫
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤巻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
福岡市博多区比恵町１番３―303号
債務者　松田　則俊
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　良晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０６５号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目30番４号
債務者　清水　美保
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８２号
大阪府豊中市蛍池南町２丁目13番５号
債務者　中山運送こと　中山　正年
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９５号
大阪府枚方市野村中町45番19号
債務者　上田　一夫
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　貴晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４２号
大阪府東大阪市荒本新町６番36―1005号　ロイヤルマツイ1005号
債務者　鵜瀬　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦川　典之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４９号
大阪府枚方市田口山１丁目21番10―301号
債務者　榊本　　隆
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部